

第10期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第10期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第10期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容【令和7年度の業務内容】

(1) 実態把握調査の実施

(ア) 国から提示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及び「在宅生活改善調査」を実施し、計画策定の基礎資料とするための各種支援を行うこと。

(イ) 実態把握のための調査方法、調査項目等の検討、提案を行うこと。また、包含計画策定のための調査項目についても検討のうえ、提案を行うこと。

(ウ) 調査内容

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対 象	○市内在住の65歳以上の要介護認定を受けていない方 ○要支援1または要支援2の方 以上の方のうち、約6,400人（無作為抽出）
調 査 方 法	○郵送調査（A4版、10頁程度、6,400件） ○無記名式調査 ○回収数：4,800件（回収率75%）

② 在宅介護実態調査

対 象	○市内在住の65歳以上の要支援または要介護認定を受けている方のうち、更新・区分変更申請をしている方（施設入所者を除く） 以上の方のうち、約1,000人（無作為抽出）
調 査 方 法	○郵送調査（A4版、8頁程度、1,000件） ○無記名式調査 ○回収数：600件（回収率60%）

③ 在宅生活改善調査

対 象	○市内に所在地がある居宅介護支援事業所 16 事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所 5 事業所の計 21 事業所 ○居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャーは 1 事業所あたり 3 名、小規模多機能型居宅介護事業所に在籍するケアマネジャーは 1 事業所あたり 1 人を想定
調 査 方 法	○対象事業所に Excel ファイル（事業所票・利用者票）をメール送付して、回答をメールで返信してもらう方式 ○回収数：37 件（回収率 70%）

④ 留意事項

- 国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及び「在宅生活改善調査」を基本とする。
- 設問項目の検討、集計、分析、報告書作成を受託者が行う。
- 分析は厚生労働省等が作成したソフト等を活用して行い、ソフトを用いた国へのデータ送信に対応した集計データの作成も受託者が行う。
- 調査票の印刷、発送用封筒（角 2）・返信用封筒（長 3）印刷、郵送手配及び発送費、返送費は受託者の負担とする。
- 回収率向上のための提案も行うこと。
- 調査票一式は、業務終了後すべて返却すること。

（2）集計・分析業務

各調査項目別の単純集計表、圏域別集計表、及び評価結果・属性等のクロス集計を作成すること。また、自由記述欄の取りまとめを行う。

（3）調査報告書の作成

調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成することとし、報告書はグラフ等を用いた分かりやすい構成とすること。

（4）策定委員会等の運営支援

倉吉市いきいき長寿社会推進協議会（年 1 回、平日午後 2 時間程度）

- （ア）運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- （イ）会議終了後 2 週間以内に、会議録を作成すること。
- （ウ）事前に、計画策定及び会議実施に向けた委託者との協議を行うこと。

（5）成果品

（ア）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ① 調査結果報告書（A4 版、50 部）
- ② データ納品（電子データ）
- ③ 地域包括ケア「見える化」システム登録用データ（電子データ）

(イ) 在宅介護実態調査

- ① 調査結果報告書（A4版、50部）
- ② データ納品（電子データ）
- ③ 地域包括ケア「見える化」システム登録用データ（電子データ）

(ウ) 在宅生活改善調査

- ① 調査結果報告書（A4版、50部）
- ② データ納品（電子データ）

5 業務内容【令和8年度の業務内容】

(1) 計画策定支援

倉吉市における課題を把握するとともに、地域特性に沿った計画とすること。

なお、計画策定に当たっては、関係法令及び国が示す方針等を踏まえ、関係する国や県、市の上位計画やその他の計画とも連動し、調和をとることとともに、関係課や関係機関等との調整も図ること。

(ア) 現状把握及び課題分析作業

- ① アンケート調査結果に基づく地域課題の把握
- ② 上位計画及び関連計画の動向調査
- ③ 市域の現状把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題の整理
- ④ 地域共生社会を見据えた地域包括ケアの推進に向けた取組みの検討、整理
- ⑤ 介護保険事業の運営状況分析
- ⑥ 第9期計画の評価と達成状況に基づく第10期計画への課題抽出

(イ) 事業量推計

- ① 介護保険サービス、生活支援サービス及び関連事業の事業量の推計に係る支援

(ウ) 各種施策の検討、計画素案作成、概要版作成

- ① 基本的方向性の検討（国の動向、前回計画（第9期高齢者福祉計画・介護事業保険計画）記載事項、運営委員会での意見、現状及び日常生活圏域ニーズ調査の結果、その他調査分析等を参考に各種施策の検討を行うこと。）
- ② 素案の作成（運営会議会での協議をもとに中間報告書の編集作成含む）
- ③ 計画構成の検討、編集作業、概要版作成（市民にわかりやすく、職員も使用しやすい計画書となるよう、計画冊子等について、デザイン、図表などのビジュアル面を含めた冊子構成を作成すること。なお、計画内容をすべて掲載した計画及び概要版を作成し、概要版については、冊子を通して計画及び市政をより身近なものと感じてもらえるよう、既成概念にとらわれない構成とすること。）

(2) 策定委員会の運営支援

策定委員会の議事進行が円滑に運営できるよう支援をすること。委員会の開催前に事前協議を行い、必要な資料などを作成する。また、議事録作成も含む。（3回程度）

(3) パブリックコメントの実施支援業務

パブリックコメントの意見に対して、助言及び支援を行うこと。

(4) 成果品

(ア) 計画書

- ① 計画書 (A4版 80頁程度、100部程度)
- ② データ納品 (電子データ)
- ③ その他資料・報告書 データー式 1部

(イ) 概要版

- ① 概要版 (A4版 8頁程度、1,000部程度)
- ② データ納品 (電子データ)

(5) 進捗状況の報告

- (ア) 業務の進捗状況を定期的に報告するとともに、適宜打ち合わせを行うこと。
- (イ) 国及び県が示す方針や情報に基づき、スケジュールに沿って遅延なく対応すること。
- (ウ) 国及び県から新たな方針が示された場合には、状況の変化を把握し、倉吉市と協議の上対応すること。

(6) 業務完了について

- (ア) 受託者は、本業務終了後に成果品を納品すること。
- (イ) 本業務による成果は、倉吉市に帰属する。

(7) 個人情報の保護

業務中に関わる個人情報には十分に注意し、プライバシーや個人情報を厳重に管理し、業務を遂行すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた (生じる恐れのある) 場合は、委託者と受託者が協議し決定することとする。

また、過去6年間に、本業務と同種業務の受託実績を10市町村以上有すること。なお、調査業務のみの受託実績は対象外とする。